厚生労働科学研究費補助金(政策科学研究推進事業) 分担研究報告書

シンガポールにおける現代統計制度の成立

分担研究者 菅 桂太 国立社会保障・人口問題研究所室長

研究要旨:

シンガポール大統領が1968年に招集し、当時の政府統計のレビューとシンガポール経済の工業化推進にかなう統計制度及びそれを実現するための具体的な施策の勧告を諮問した統計制度調査会の答申が、シンガポールにおける現代統計制度の成立に果たした役割を検討した。

シンガポールの統計制度は統計制度調査会の答申を景気とした 改革によって、一極集中型から分散型に移行し、近年は統合型に むかっている。登録ベースの人口センサスの実施は、分散型シス テムのもとで蓄積された全般的に質の高い人口登録制度(統合さ れた行政情報データベース)があってはじめて可能になるもので あり、シンガポール統計制度の歴史的な経緯のなかでの1つの重要 な到達点であるといえる。

A. 研究目的

シンガポールでは、建国からさほど時 を経ない 1968 年 5 月 23 日、急速な経済 発展とさらなる発展に資す(経済)政策 運営のための統計に対する需要が興隆し つつも、統計制度については統計部 (Singapore Department of Statistics) がほとんどの統計作成を一手に担うとい う一極集中型であった時期に、Yusof Bin Ishak 大統領が統計制度調査委員会 (Commission of Inquiry on Statistical Activities in Singapore) を招集し、当 時の政府統計のレビューとシンガポール 経済の工業化推進にかなう統計制度及び それを実現するための具体的な施策の勧 告を諮問し、8 名の委員からなる委員会 は約1年の検討を経て1969年7月29 日に大統領に報告書 (CISAS(1969)、以 下、「統計制度調査会答申」)を答申し た。本研究では、1990年以前のシンガポ

ール統計制度の沿革について時系列で簡単に振り返った後、「統計制度調査会答申」がシンガポールにおける現代統計制度の成立に果たした役割を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究は①シンガポール海峡植民地、マラヤ連邦シンガポール、シンガポール 共和国における統計制度の歴史的経緯に 関する文献研究、②おもに統計法令 (Statistic Ordinance 1921)及び統計 法(Statistics Act 1973, 1990, 2004, 2010)にもとづく人口静態・人口動態等 人口学的データの作成方法に関するメタ 分析、③前出②の人口学的データの精度 に関する実証的分析からなる。

シンガポールについて国内で入手可能 な文献・データは限られており、現地調 査によって、国内では入手が困難な資料 の収集を行った。シンガポールにおける 統計制度成立の歴史的な経緯と現状の把 握するために、シンガポールにおけるデ ータ収集と文献調査、専門家からのヒア リング調査を実施した。これらの資料を 整理・分析し、調査報告書を作成した。

(倫理面への配慮)

調査実施の際には、調査対象者の人権と プライバシーの保護には細心の注意を払った。

C. 研究結果

シンガポールの統計システムは 1973 年の統計法 (Statistics Act) の成立によ り、一極集中型から分散型に変革された とされる。すなわち、1972年以前は、 マラヤ連邦の一部としてイギリス植民地 時代の 1921 年に制定された統計条例 (Statistics Ordinance) のもとで統計局 長官 (Chief Statistician, Statistical Bureau)のみに統計調査の実施と作成・ 公表を行う権限が与えられていたが、 1973年に制定された統計法のもとでその 権限は4省 を中心とする省庁の統計研究 部局の長官 (Directors of the Gazetted and Research Statistics government departments and statutory boards) にも付与されることが明記され た。同時に、省庁間の効率的な連携を図 り統計活動を監督するための組織として 1972年に設立された国家統計委員会の議 長 (Chairman of the National Statistical Commission) にも同じ権限が 与えられている。このような分散型統計 システムのもとで、一方で統計部以外の 省庁が所管の領域に関する統計を専門的 に担当し 、他方で統計部は他の省庁の管 轄とならない全社会的かつ公共の利益に 供する社会経済的統計調査の実施と作成 ・公表及びより高度な統計解析を行うという役割分担によって(統計制度全体の効率化・機能強化とともに)統計部の機能強化を図ることが、1973年統計法制定の意図であった。

統計制度調査委員会の検討課題は、統 計調査の実施・作成・分析に利用可能な 行政情報、実施しうる実地調査(領域、 方法)、政府の統計関連部局(組織体系 や役割)・設備・人員(必要な予算・リ クルーティング・教育訓練の方法)のレ ビュー、そして、常設統計委員会の設置 と、これらを実現する統計整備のための 法制というように、実現可能性を重視し た包括的な内容である。しかしながら、 その基本的な考え方は個別領域の調査の 実施・作成のあり方について検討するの ではなく、あくまで全体として統計制度 をニーズに合いかつ効率的なものに改善 していくことにあった。そして、統計制 度の改革にあたり「統計制度調査会答申」 が重視するのは、(公的機関の統計作成 者としての機能ではなく) (統計的) 研 究機能、すなわち政策提言のためのデー タ利用・分析の重要さであった。そのた めに、(1)労働、国家開発、教育、保健の 4 省に統計研究部門を設け所管統計の解 析を担当することや、(2)統計部はこれら 4省が扱わない経済財政統計、人口学的統 計、人口動態統計、その他社会統計を担 当するとともに、センサスと実地調査を 実施する部門を設け、調査研究部門を持 たない省に(データ解析結果について) 専門的助言を行う、(3)このように各省の 所管領域における専門性を活かし、統計 部からの統計作成・分析・利用業務を移 管することで人員等の資源を前出(2)のよ うな専門的統計活動に集中的に投入する ことが可能になるというように統計部の 機能を強化しつつ、分散型統計制度を構 築する、ことを勧告した。

D. 考察

統計法 (1973年) 成立以後の急速な経 済発展に伴う統計への需要拡大に対応し て、1980年代には統計制度のさらなる分 散化が進められる一方で、1972年に設立 された国家統計委員会の実査機能は 1976 年に統計部人口・企画部門 (Demography and Co-ordination Division, Department of Statistics) に 吸収された後、1983年に解体される。そ して、1990年の改正統計法により、統計 部長官 (Chief Statistician, Department of Statistics) は国家統計企画官 (National Statistical Co-ordinator) に 任命され、他の省庁の統計部局を監督し 勧告を行うとともに、統計調査によって 得た情報の提供を要求する権限が与えら れた。これにより統計部は名実ともかつ ての国家統計委員会の役割を担うだけで なく、より強化された権限を有すること となった。また、1990年代の IT 技術の 発展を最大限活用した調査の実施や、複 数の省庁に分散して蓄積されていた膨大 な行政情報に関するデータベースの統合 を行うことによる統計制度の効率化を主 導するようになる。したがって、シンガ ポールの統計制度は、一極集中型から分 散型を経て、統合型に向かっていると見 ることができるが、。また、登録ベース の人口センサスの実施は、分散型システ ムのもとで蓄積された全般的に質の高い 人口登録制度(統合された行政情報デー タベース) があってはじめて可能になる ものであり、シンガポール統計制度の歴 史的な経緯のなかでの1つの重要な到達 点であるといえる。

E. 結論

「統計制度調査会答申」は、国家統計委 員会の設置に直結しており、国家統計委 員会が 1970 年代に実施した改革、すな わち 1973 年統計法の制定を通じた統計 部改革と(労働、国家開発、教育、保健) 4 省等の統計研究部門設置を柱とした政 府省庁・公的機関の組織改革を通じた分 散型統計システムの構築、行政記録を利 用した統計の作成・分析・利用、新しい 実地調査の企画・実施による統計の作成 ・分析・利用、これらの統計調査の実施 ・分析・利用における政府省庁及び公的 機関間の調整、そのほとんどが(少なく とも基本的な方針については、すべてが) 「統計制度調査会答申」に含まれるもの であることがわかる。国家統計委員会は 1970 年代半ばまでに分散型統計制度実 現のための基本的な取組を終え、したが って「統計制度調査答申」に課された5 カ年計画の統計部の機能強化と常設統計 委員会としての役割を終え、1983年に解 体されたことがこれをしめす。

1980 年代以後国家当家委員会の役割を統計部が担い、とくに 1990 年改正統計法以後は統計部の主導により統計制度の整備・発展を統合型に導いていくことになるが、行政記録データの整備や実地調査の企画・実施の効率化に関する具体的な示唆は「統計制度調査会答申」の随所にあらわれている。シンガポールにおける人口(動態)統計(制度)、とくに行政記録データベースの整備・管理・維持活用が 1980 年代以後(とくに 1990年以後 IT 技術の発展を活用し)どのように発展してきたのかについては、来年度以降の検討を深める必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

中川雅貴・山内昌和・菅桂太・鎌田 健司・小池司朗(2018)「都道府県別 にみた外国人の自然動態」『人口問題 研究』第74巻第4号, pp. 293-319.

2. 学会発表

菅桂太・ Cho Sungho「地域差を考慮した若年層の自立と初婚タイミングの日韓比較」,日本人口学会第70回大会,明海大学(2018.6.2)

菅桂太・小池司朗「2015年国勢調査 人口移動集計における「不詳」と移動率」, 日本人口学会第70回大会,明海大学 (2018.6.3)

小池司朗・菅桂太・鎌田健司「地域 別将来人口推計における手法と結果の概 要」,日本人口学会第70回大会,明海大 学(2018.6.3)

Keita Suga, "Women's Employment and the Timing of 1st Marriage and 1st Childbirth in Japan: A Life Course Perspective," presented at Population America Association of Annual 2018, Sheraton Meeting Denver Downtown, U.S.A. (2018.4.26) presented at European Population Conference 2018, The Vrije Brussel, Belgium. Universiteti (2018.6.7)

Keita Suga, "Regional Population Dynamics and Its Consequence in Japan: 1980-2040," 5th Annual International Conference on Demography and Population Studies, Titania Hotel, Athens, Greece. (2018.6.18)

Keita Suga, "A Life Course Analysis with a Competing Risk Model for Women's Employment, and 1st Marriage and 1st Childbirth in Japan: Patterns and Covariates," 5th Annual International Conference on Demography and Population Studies, Titania Hotel, Athens, Greece. (2018.6.19)

Keita Suga, "Ethnic Differentials in Effects of 1st Marriage and Marital Fertility on Below-replacement Fertility in Singapore, 1980-2015: A Multistate Lifetable Analysis," The 4th Asian Population Association Conference, Shanghai University, China. (2018.7.13)

菅桂太・小池司朗・鎌田健司・石井 太・山内昌和「日本の地域別将来推計人 口からみた将来の死亡数」2018年度日本 人口学会第1回東日本地域部会,札幌市 立大学(2018.12.9)

- H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)
- 取得特許
 なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他 なし